

I o T ・ A I 等導入促進事業補助金交付要領

(通則)

第1条 I o T ・ A I 等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）および産業労働部新産業創出課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるほか、この要領で定めるところによる。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、県内企業に対し、I o T ・ A I 等導入に要する経費の一部を助成することを通して、生産工程のカイゼンや付加価値を高める取組みを促進し、企業の生産性向上を図ることを目的とする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営または運営に実質的に関与している個人または法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、または雇用している個人または法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的またはその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用している個人または法人等
- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している個人または法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人または法人等
- (8) 役員等が、暴力団または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人または法人等

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者または中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法

律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、県内に本社または本社機能(本部または本部機能)を有し、かつ、県内に生産またはサービスの主要な拠点を有するものをいう。)

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める法人

(3) 「つながる工場・店舗」IoT活用実証枠については、県内中小企業2社以上で構成されるグループとする。

(補助事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)および経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率ならびに補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

4 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更(補助対象経費の総額の20%を超えない減額および配分の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(2) 補助事業者は、補助事業の内容の変更(補助金の交付の目的および補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(5) 補助金の額の確定後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を福井県に納入させることがあること。

2 補助事業者が前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業経費の配分変更承認申請書（別記第2号様式）
- (2) 補助事業の内容変更承認申請書（別記第3号様式）
- (3) 補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

（状況報告）

第8条 補助事業者は、規則第10条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第5号様式による事業遂行報告書を提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日または補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第10条 この補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認められる場合は、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした補助事業者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第17条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（実績報告後の消費税等の取扱い）

第12条 補助事業者は、実績報告後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、別記第8号様式により速やかに知事に報

告しなければならない。

(事業実施状況等報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後3年間、当該補助事業の過去1年間の状況等について、当該年度の翌年度の6月30日までに、別記第9号様式により知事に報告しなければならない。

(成果の発表)

第14条 知事は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(財産の処分制限)

第15条 規則第20条の処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加額が50万円以上の機械および器具とする。

2 規則第20条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 補助事業者が、規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部または一部を納付させることがある。

(書類、帳簿等の保存期間)

第16条 補助事業に関する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数等)

第17条 この要領により提出すべき書類は、1通とする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から適用する。

別表

1 補助メニュー、補助率、補助限度額

補助メニュー	補助率	補助限度額
「身の丈 I o T」チャレンジ枠	1 / 2	1, 000 千円
「つながる工場・店舗」 I o T 活用実証枠	2 / 3	3, 000 千円
A I 等活用先進型モデル枠	1 / 2	10, 000 千円

・補助金の下限額は、200 千円とします。

2 補助対象経費

経費	内容
機械装置費・器具購入費	・機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置・部品（センサー、RFID等）、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）および専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、改良、裾付けおよび修繕に要する経費
外注費・委託費	・補助事業の実施に必要なシステムなどの開発および設計に係る委託費または外注費
専門家経費	・ I o T ・ A I ・ ロボット等を導入または活用方法を実証するため、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する謝金や旅費
通信運搬費	・運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウド使用料	・専ら補助事業のために使用されるクラウドの使用料および通信費
研修費	・社員が、 I o T ・ A I ・ ロボットに関する知識を深めるため参加する研修の参加費や旅費
その他経費	・上記以外で知事が必要と認める経費

※「 I o T」とは、単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理の導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④データ分析（アナライズ）のいずれかを行うことを指す。

※「 A I」とは、人間の使う言語の理解や、データ・経験から論理的な推論、学習を行うプログラムやソフトウェアのことで、「 A I の導入」とは、 I o T 機器等で収集されたデータを、これらのプログラムを活用して分析等を図ることを指す。

※「ロボット」とは、人の代わりに何らかの複数の作業工程を自動的かつ連続的に行う機械装置などのことであり、「ロボットの導入」とは、 I o T 機器等で収集されたデータを活用し、機械装置により製造等を行うことを指す。

※交付決定日以降に契約し、平成 30 年 2 月 28 日の間に要する費用を対象とする。

※ I o T システム等の構築のため、 I T 企業に外注する場合、相手先は、県内に本社または支社を有するソフトウェア業または情報処理サービス業に属する企業とすること。

※補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は行わないこと。

3 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外とする。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、もしくは契約し、または補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料および光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる付帯経費を除く。）
- (4) 商品券等の金券、収入印紙および振込等手数料（代引手数料を含む。）
- (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代および団体等の会費
- (6) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (7) 自動車等車両の購入費、修理費および車検費用ならびに不動産の購入費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- (9) 公租公課（消費税および地方消費税等）
- (10) 各種保険料、借入金などの支払利息および遅延損害金
- (11) 実施提案書等の作成および送付に係る費用
- (12) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、**事務用**のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など）の購入費
- (13) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (14) 設置場所の整備工事または基礎工事
- (15) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費